



第2章

今なぜ、プラン改訂か

第2章 今なぜ、プラン改訂か

1 キーワードは「共生社会」そして「特別支援教育」

(1) 障がい者施策が目指す「共生社会」とは

平成14年12月に、15年度から24年度までの10年間を計画期間とする「障害者基本計画」*1が策定され、併せて、それに基づく諸施策の着実な推進を図るため、前期5年間に係る「重点施策実施5か年計画」*2が策定されました。

さらに、平成19年12月には、後期5年間に係る「重点施策実施5か年計画」*3が定められました。新たに「社会的及び職業的自立の促進」、「障がい者の雇用の場の拡大」等の項目が加えられる等、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、施策項目、数値目標とその達成期間等が示されました。

ここでは、「共生社会」を「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である。」と定義し、その実現に向けた施策が推進され、「障害者基本法」*4、「発達障害者支援法」*5、「障害者自立支援法」*6、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）」等、各分野で法制度の整備が行われてきました。「教育基本法（教育の機会均等関係）」、「学校教育法（通称特別支援教育法）」の改正もこの施策の一環です。

(2) 「特別支援教育」の役割とは

文部科学省は、特別支援教育の理念として、「一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うこと」「特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍するすべての学校において行う必要があること」に加え、「障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。（「特別支援教育の推進について（通知）」平成19年4月1日）」と示しています。

発達障がい*7のある幼児児童生徒がいじめの対象となったり不適応を起こしたりする場合があります、それが不登校につながる場合がある等との指摘もあることから、このような理念のもと、特別支援教育が特別支援学校だけでなく、幼稚園や小・中学校、高等学校等、学校教育全体で推進されることにより、いじめや不登校を未然に防止する効果が期待されています。さらに、障がいの有無にかかわらず、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことは、確かな学力の向上や豊かな心の育成にもつながると考えられます。（「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」平成17年12月8日 中央教育審議会答申）

つまり、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加を目指すにとどまらず、現在の学校教育が抱えている様々な課題の解決や平成18年12月に改正された教育基本法のもとに推進されている教育改革においても重要な役割を担っており、さらには、「共生社会」の基礎を築くために、その推進が期待されています。

2 岐阜県の将来に向けて特別支援教育ができること

(1) 岐阜県が目指す方向性

岐阜県では、将来への明るい希望を生み出し、誰もが誇りの持てるふるさと岐阜県を作ること
を目的として、『岐阜県長期構想 希望と誇りの持てるふるさと岐阜県を目指して～人口減少時
代への挑戦～』を策定しました。

安心して暮らせる岐阜県 人・モノが活発に交流する岐阜県 誰もが生き生きと活躍で
きる岐阜県 清流と自然を守る岐阜県 つながり、支え合う岐阜県 を目指す将来像とし、
それに向けて取り組むべき施策をまとめたところです。

特に、「安心して暮らせる岐阜県」としては、介護や医療、障がいのある人たちに対する支
援の体制を整えると同時に、県民・家庭・企業・行政などが協力し合い、災害や犯罪、火災など、
様々な不安を解消し、安心して暮らすことができる岐阜県を目指し、重点的に取り組む政策の一
つとして、障がいのある人たちに対して、障がいに応じた支援を行いつつ、能力を最大限に発揮
し、社会の中で役割を持って活躍できるような地域づくりを進めていく方向性を示しました。

また、「誰もが生き生きと活躍できる岐阜県」としては、高齢者、若者、男性、女性、障が
いのある人、外国籍の人など、誰もがそれぞれが望む生き方をし、社会や地域の中で自らの力を
大いに発揮できる岐阜県を目指し、重点的に取り組む政策の一つとして、障がいのある人が、社
会の中で役割を持ち、生活の糧を得て自立し、社会参加していくことを目標として、地域全体で、
職業能力の向上と活躍の場づくり、就労支援を進めていく方向性を示しました。

このように、高齢者、若者、男性、女性、障がいのある人、外国籍の人など、誰もがそれぞ
れが望む生き方をし、社会や地域の中で自らの力を大いに発揮できる「共生社会」の確立を目指し、
社会の中で役割を持ち、自立し、社会参加していくことができるような地域づくりを進めていく
こととしています。

(2) 岐阜県教育が目指す方向性

岐阜県の教育が目指す方向性や平成21年度から5年間の具体的施策をとりまとめた『岐阜県教
育ビジョン～豊かな自然と人の絆がはぐくむ夢と志～』を策定しました。子どもたちを取り巻く
学習・生活環境の変化や人口減少時代における現状と課題を踏まえ、『高い志とグローバルな視
野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え
行動できる「地域社会人」を育成する』ことを基本理念としました。

この基本理念は次の三つの考え方に基づいています。

人間は、社会の中で共に支え合い、助け合ってこそ生きていけるものです。人と人のつなが
りが弱くなっている現代社会にあっては、一人一人が社会の中で自立し、家庭・地域・職場
で豊かな人間関係を築き、互いに助け合い、知恵を寄せ合って、さまざまな集団の中で能
力・個性を発揮して生きていける人間を育成する必要があります。

社会や地域の発展は、それを形成する人々の自己実現への努力なくしてはありえません。こ
のため、自分の将来に夢をもち、その実現に向かって、生涯を通して自ら学び、自らの能
力・個性を磨き高め、広い視野をもって、グローバル社会で活躍できる人間を育成する必
要があります。

豊かで活力ある地域社会を実現するためには、自らが地域社会の一員としての自覚をもち、
人や社会とつながり、地域で支え合い、よりよい地域社会づくりに貢献できる人間を育成す
る必要があります。

さらに、豊かで活力ある地域づくりに貢献できる「地域社会人」を育成するために、子どもたちに、「自立力」「共生力」「自己実現力」の3つの力をはぐくむことを示しました。

3つの力

自分に自信をもち、生涯を通して自ら学び、自ら考え行動し、社会の変化に主体的に対応していく力（自立力）

思いやりや助け合いの心、コミュニケーション能力や協調性をもち、人や社会とつながり、豊かな人間関係を広げ深めていく力（共生力）

高い志とグローバルな視野をもち、問題解決能力や創造力を発揮し、夢に向かって挑戦し続けるとともに、新しい価値を創造し、地域や社会の発展に貢献できる力（自己実現力）

（3）岐阜県の特別支援教育が目指す方向性

障がいのある子どもたちが「地域社会人」として地域に貢献していくためには、自立力、共生力、自己実現力の「3つの力」を育成することがとても重要です。

例えば、企業への就労を希望している生徒にとっての3つの力は、自分の適性や希望に合った地域の企業に就職し、周りからの支援を受けながらも、自分の役割を理解し、責任感や達成感をもって仕事に励んだり、余暇を充実したりする力であると考えます。

重度の障がいのある生徒にとっての3つの力は、周りからの働きかけを受け入れ、自分の思いをそれぞれの方法で伝えたり、その思いに沿った支援を受けながら、よりよく生きていく力であると考えます。

また、このような人と人とのつながりの中で、周りの人の支援を受け入れたり、自分の思いを伝えたりする力が、例えば、互いを思いやり、助け合い、認め合う豊かな人間関係の構築やバリアフリーの推進等のよりよい地域づくりに貢献することにつながると考えます。

以上のことから、障がいの有無や状態にかかわらず、誰もが互いに尊重しあい、一人一人の能力を最大限に発揮することができる「共生社会」の確立を目指して、地域の人たちと適切な人間関係を構築し、地域で自立した生活をし、地域に貢献する力を育成するため、「特別支援教育」のより一層の推進が必要であると考えます。

3 「子どもかがやきプラン」のここが変わる

『岐阜県長期構想』、『岐阜県教育ビジョン』が目指す方向性、子どもや保護者のニーズを踏まえ、「特別支援」という文字を冠しなくても、その概念が包含された「教育」の確立、さらには、「共生」という文字を冠しなくても、その概念が包含された「社会」の確立を目指し、「地域で学び 地域で育ち 地域に貢献する」ための教育環境整備を行うことを目的に、子どもかがやきプランを改訂することとしました。今後10年間の方向性や取り組むべき課題を明らかにし、特に、平成21年度から概ね5年間を目途に実施する施策の具体的計画をまとめました。

(1) 「地域で学ぶ」ための特別支援学校の整備

特別支援学校未整備地域における特別支援学校整備候補地やスケジュール等の具体的計画を策定

現在12校ある特別支援学校を20校になるよう整備するとして「子どもかがやきプラン」を策定してから3年が経過しました。平成20年4月には、岐阜本巣特別支援学校と海津特別支援学校の2校を新設するとともに、恵那特別支援学校高等部、東濃特別支援学校可茂分教室を暫定設置し、平成21年4月には、揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校（高等部1年生から順次入学）を開校することとなりました。さらに、恵那特別支援学校の移転、可茂地域の特別支援学校の新設については、整備スケジュールに基づいて準備を進めているところです。

一方、岐阜南部、飛騨北部等の地域については、整備に向けた検討を進めているものの、平成20年度においては、建設候補地や整備スケジュールが決定されていない状況です。保護者等地元の関係者からは早期整備を望む声が多くあり、予算措置を含めた整備スケジュールの策定等、早急な対応が必要となっています。

そこで、今回の改訂では、保護者等地元の関係者からの声を大切にしながら、建設候補地の選定や整備スケジュール等、地域で学ぶことができる特別支援学校整備の具体的な計画を策定することとしました。

計画の策定にあたっては、保護者等からの「近隣の小・中学校や地域との交流及び共同学習を推進してほしい」という声を踏まえ、さらに、前述した「共生社会」の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、共に学び合う共生教育の観点からも、教育環境整備について検討します。

(2) 「地域で育つ」ための支援体制の整備

就学前から高等学校卒業後までの一貫した特別支援教育体制の確立に向けた具体的計画を策定

特別支援教育制度がスタートし、「子どもかがやきプラン」においても、岐阜県特別支援教育連携協議会の設置をはじめとして特別支援教育を推進する体制づくりに努めてきました。その結果、小・中学校では、校内委員会や発達障がい等の実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名等、特別支援教育体制が概ね整備されてきました。しかし、幼稚園や高等学校における体制整備や個別の教育支援計画の作成等については課題が残っている状況です。

そこで、今回の改訂では、障がいのあるすべての幼児児童生徒が地域で生き生きと育つことができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じて、就学前から高等学校卒業後まで一貫したきめ細かい教育支援を行う体制の確立に向けた具体的計画を策定することとしました。

(3) 「地域に貢献する」ための職業教育の充実

地域における就労支援システムの構築、職業教育の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた具体的計画を策定

近年少子化傾向が進む中、特別支援学校の児童生徒数が急増しており、中でも、高等部段階における軽度知的障がいのある生徒数が大幅に増加しています。現在、作業学習の開発や職場開拓等の事業を行っており、高等部卒業段階の就職者は増加傾向にありますが、就職率は依然30%台にとどまっている状況です。

そこで、今回の改訂では、地域で自立した生活をし、地域で働き、地域に貢献する力を育成するため、関係機関との連携による就労支援システムの構築や職業教育の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた具体的計画を策定することとしました。計画の策定にあたっては、地域で働き、地域に貢献する力を育成することに重点を置き、各圏域ごとに同様の機能を整備する方向も検討する必要があると考えています。

(参 考)

□ 岐阜県長期構想（平成21～30年度）

第1章 目指すべき将来像

第1節 基本目標

希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくり

第2節 5つの将来像と政策の考え方

1 安心して暮らせる岐阜県

介護や医療、障がいのある人たちに対する支援の体制を整えると同時に、県民・家庭・企業・行政などが協力し合い、災害や犯罪、火災など、様々な不安を解消し、安心して暮らすことができる岐阜県を目指します。

<重点的に取り組む政策の考え方>

(障がいのある人が個性を発揮して暮らせる地域づくり) (第5章Ⅰ-3)

障がいのある人たちに対しては、障がいに応じた支援を行いつつ、能力を最大限に発揮し、社会の中で役割を持って活躍できるような地域づくりを進めていく必要があります。特に、近年、特別支援学校等に在籍する障がいのある子どもたちが増えていることを踏まえ、幼児期から就労期までの一貫した支援体制の構築に取り組みます。

(その他の政策省略)

2 人・モノが活発に交流する岐阜県 (省略)

3 誰もが生き生きと活躍できる岐阜県

高齢者、若者、男性、女性、障がいのある人、外国籍の人など、誰もがそれぞれが望む生き方をし、社会や地域の中で自らの力を大いに発揮できる岐阜県を目指します。

<重点的に取り組む政策の考え方>

(障がいのある人が働き、活躍できる地域づくり) (第5章Ⅲ-4)

障がいのある人も、地域を支える貴重な人材です。障がいのある人が、社会の中で役割を持ち、生活の糧を得て自立し、社会参加していくことを目標として、地域全体で、職業能力の向上と活躍の場づくり、就労を支援していくことに取り組みます。

(その他の政策省略)

4 清流と自然を守る岐阜県 (省略)

5 つながり、支え合う岐阜県 (省略)

第6章 重点プロジェクト

「3 障がい者支援プロジェクト」

障がいのある人が幼児期の療育から就労・雇用まで温かい支援を受け、安心して暮らせる地域の実現をめざします。

＜プロジェクトのポイント＞

- 障がい者支援を総合的に進めるため、県の中核となる拠点を整備します。
- 障がいのある子どもたちが十分なケアや療育を受けられる体制を充実します。
- 障がいのある人たちの就労、生活を支援する体制を充実します。

障がい者支援の中核拠点を整備（省略）

障がいの早期発見と療育・教育体制の充実

就学前障がい児に対する早期支援体制の整備

- ・医療保健、福祉、教育の連携による5歳児健診、巡回相談等の実施

発達障がい児の療育、相談支援体制の整備

- ・身近な地域で療育、相談支援が受けられるよう圏域ごとに拠点となる機関や施設に人員を配置

特別支援学校の計画的整備

- ・子どもかがやきプランに基づき地域の核となる特別支援学校を20校まで整備
- ・通学に要する片道乗車時間が概ね60分以内となるようスクールバスを配備

就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制整備

- ・幼稚園・保育所^{*8}、小・中学校、関係機関、ライフステージ間の接続を強化する役割を担う特別支援教育スーパーコーディネーターの養成
 - ・各地区の特別支援教育に精通した教員によるプロジェクトチームを編成し、各地区の高等学校へ派遣
 - ・外部専門家を活用した新たな教材、指導方法の開発
 - ・特別支援学校における幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等教員の相談や研修の実施
- 就労支援に関するセンター的機能を核とした高等特別支援学校の整備
- ・高等特別支援学校の整備に向け、カリキュラム等の検討を行う「岐阜県特別支援教育キャリアアップ推進協議会（仮称）」を設置
 - ・研究推進校における企業内作業学習や校内作業学習の開発と導入に関する研究を実施

障がい者就労支援の強化・充実（省略）

障がい者の地域生活支援（省略）

□ 岐阜県教育ビジョン

第3章 教育ビジョンの基本理念と政策の基本方向

1 基本理念

めざす「ぎふの人間像」

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」

第4章 重点目標と主要施策

重点目標3

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます

(1) 特別支援教育の充実

《現状》

子どもかがやきプランに基づき、地域の特別支援教育の支援センターとなる特別支援学校の整備等に取り組んでいます。(平成20年4月現在の整備状況¹⁴校)

小・中学校における校内委員会の設置やコーディネーターの指名率は100%に達し、支援体制は整いつつありますが、学校種間の連携が十分ではないために、継続した支援が難しく、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援が求められています。

障がいのある生徒の一般就労はまだまだ厳しい情勢(特別支援学校高等部一般就労率38%：平成20年3月)であり、一人一人の自立と社会参加を目指した職業教育を充実することが就労支援において重要です。

小・中学校における特別な支援が必要な発達障がいのある児童生徒は、平成20年度は昨年度に比べ800人(39%)増加しています。しかし、支援の場や専門家が少なく、発達障がいに対する理解と支援のための教員研修の充実と二次障がい防止等の問題解決に向けた取組の推進が必要です。

《課題》

地域の核となる特別支援学校と60分以内通学を実現するスクールバスの整備
社会自立を目指した、就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育の推進

《取組の基本方針》

障がいのある児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かい教育を行うため、「子どもかがやきプラン」に基づき、地域の特別支援教育のセンターとなる特別支援学校の計画的な整備を推進し、地域における総合的な支援体制を確立するとともに、特別支援学校卒業後の一人一人の自立と社会参加を目指し、職業教育の充実や進路指導の充実など、就労支援の取組を積極的に進めます。

また、地域における特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、幼稚園・保育所、小・中・高等学校に在籍する発達障がいを含めたすべての障がいのある児童生徒への指導の充実や学校種間の連携を図るなど、学校の支援体制を充実します。

《取り組むべき施策》

○特別支援学校等の整備の着実な推進

- ・地域ごとに特別支援学校を適正に配置するため、可茂地域、飛騨南部地域に特別支援学校を設置し、恵那特別支援学校を移転します。残る岐阜南部地域、飛騨北部地域の特別支援学校についても、地元の状況を踏まえ整備を進めます。
- ・特別支援学校を設置する際には、知的障がい、肢体不自由及び病弱等、どの障がいにも対応できる特別支援学校の総合化、小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う特別支援学校の一貫化を推進していきます。
- ・社会的自立のための専門教育の充実を目指し、高等特別支援学校を整備するとともに、各特別支援学校の作業学習、職業訓練の設備を充実します。
- ・特別支援学校を開校する際には、できるだけ早期に地域の児童生徒を受け入れることができるように、分教室や分校など柔軟な整備手法も検討していきます。
- ・長時間通学による児童生徒の負担を軽減するため、特別支援学校の整備と合わせて、片道の乗車時間が概ね60分以内になるようスクールバスを順次配備します。

○就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育の推進

- ・障がいの早期発見、早期支援が行えるよう、就学前の早期支援体制を整備します。
- ・就学前から高等学校卒業後までを通じて、発達障がいを含む障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。
- ・小・中・高等学校、特別支援学校においては、障がいのある子ども一人一人の個別の指導計画を作成し、障がい特性に応じた一貫した指導の工夫・改善を図るよう支援します。
- ・就学前に個別の教育支援計画を作成し、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の間で、障がいのある児童生徒の状況を詳しく引き継ぎ、一貫した指導体制の確立を図ります。

○総合的な支援体制の確立と保護者との連携

- ・小・中学校の特別支援教育をリードできるスーパー・コーディネーターを育成し、小・中学校、関係機関、学校種間の連携を強化します。
- ・一人一人の障がいの状況やニーズに応じた支援を可能にする特別支援教室構想を目指した、現制度下における柔軟な指導体制の在り方を研究推進していきます。
- ・発達障がい等に起因する諸問題の早期解決のため、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士等専門家チームの派遣により、小・中・高等学校を支援していきます。
- ・特別支援学校は、地域の支援センターとして、学齢前の幼児の保護者からの相談に対応します。

○職業教育と就労支援の充実

- ・高等特別支援学校の整備に向け、県レベル、圏域レベルで、経済界との連携による就労支援ネットワークを構築するとともに、研究推進校を指定し、カリキュラムの検討や企業内作業学習等の研究を行い、自立と社会参加に向けた職業教育を充実します。
- ・外部専門家の活用を含めた授業改善や教員の専門性の向上のための取組を充実します。特に、就労に向けた企業内で行う作業学習の仕組み（就労支援システム）を作ります。

- 発達障がいのある児童生徒への支援の充実
 - ・LD、ADHDなど発達障がいのある児童生徒については、小・中学校の通常学級に在籍しつつ、チーム・ティーチング^{*9}や通級による指導^{*10}などにより、きめ細かな指導を充実していきます。
 - ・LD、ADHDなど発達障がいに対応するため、必要に応じ専門家を派遣したり、教員に対する研修を実施するなど、就学前、小・中・高等学校の支援体制を充実します。
- 特別支援教育に係る教員の資質の向上
 - ・総合教育センターにおいて特別支援教育に係る専門講座を開催します。
 - ・特別支援学校に勤務する教員の特別支援教育教諭免許状の取得率を向上するよう努めます。
 - ・幼稚園・保育所、小・中・高等学校の要請に応じ、特別支援学校は、地域の支援センターとして相談支援ができる教員を派遣したり、発達障がい等の障がいに関わる理解を深めるための研修会を開催します。
- 共生教育への取組
 - ・障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習等の一層の充実を促すとともに、県民の理解を深める取組を行います。

重点目標5

子どもたち一人一人の成長を一貫して見守り支援できるよう、学校種間の連携を図ります

- (2) 特別支援学校のセンター的機能を生かした、幼稚園・保育所、小・中・高等学校等との連携推進

《現状》

学校入学後、学習や学校生活に適応し、友人関係が築けるよう、小学校では就学の前後に幼稚園や保育所等と連絡会をもつなど、幼稚園・保育所と小学校の連携を大切にしています。しかしながら、生涯を見通した支援の方向性を明らかにする個別の教育支援計画の作成状況は、十分とは言えません。

発達障がいのある子どもたちは、幼稚園・保育所から高等学校まで、どのライフステージにも在籍しており、適切な支援を受けられず、暴力的になったり不登校になったり、また、高等学校等への進学後、学習や生活に不適應を示す場合があります。

《課題》

障がいのある子どもの早期発見、早期支援
就学期から高等学校卒業後までを意識した個別の教育支援計画の作成

《取組の基本方針》

障がいを早期発見し、保護者に障がいについて正しい理解を促すことで、子どもたちに適切な

支援や教育を受けられるようにします。また、市町村において、早い時期から生涯を見通した支援が行えるよう、医療・保健、福祉、教育等が一体となり、早期支援できる環境を整備していきます。

就学前の幼稚園・保育所や、義務教育後の高等学校等に在籍する障がいのある子どもたちを支援するため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、幼稚園・保育所、高等学校の特別支援教育体制づくりを推進していきます。

《取り組むべき施策》

- 医療・保健、福祉、教育等が連携した早期支援体制の整備
 - ・医療・保健、福祉、教育等が連携し、就学前の5歳児について、相談会やケース会、巡回相談等の実施による障がいの早期発見を促します。
 - ・保護者が障がいの理解や適切な支援の方法について理解を深められるよう支援します。
 - ・障がいの早期発見や早期支援が適切に行えるよう、特別支援学校のコーディネーターを派遣するなどセンター的機能を発揮し、支援します。

- 教育支援計画作成委員会（仮称）の設置
 - ・障がいの認識と同時に、医療・保健、福祉、教育等が連携しケース会等を開き、個別の教育支援計画作成します。
 - ・個別の教育支援計画作成に取り組むための教育支援計画作成委員会（仮称）を設置していくよう市町村を支援します。

- 学校種間をつなぐ特別支援教育の体制づくり
 - ・学校種間において、プロフィールブック等による情報の共有や、個別の教育支援計画等の指導支援に関する情報の確実な受け渡しができるよう支援します。
 - ・部局間や学校種間をつなぐコーディネーターを育成するため、特別支援学校のセンター的機能により研修事業を充実していきます。

***1 「障害者基本計画」**

「新長期計画（平成4年に策定された、平成5年度からおおむね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」）における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めたものである。」

（平成14年12月24日 閣議決定）

***2 「重点施策実施5か年計画」**

障害者基本計画（平成14年12月24日 閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を定めたもの。

（平成14年12月24日 障害者施策推進本部決定）

***3 後期5年間に係る「重点施策実施5か年計画」**

障害者基本計画の後期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等を定めたもの。

（平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定）

***4 「障害者基本法」**

「最近の障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定し、都道府県及び市町村に障害者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付け、中央障害者施策推進協議会を創設する等の改正を行うものとする」と趣旨として改正された。

教育に関しては、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」と新たに規定された。

（「障害者基本法の一部を改正する法律」平成16年6月4日施行 平成16年法律第80号）

（「障害者基本法の一部を改正する法律案要綱」）

***5 「発達障害者支援法」**

「発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。（第1条 目的）」

（平成17年4月1日施行 平成16年法律第167号）

***6 「障害者自立支援法」**

「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（第1条 目的）」

（平成18年4月1日施行 平成17年法律第123号）

*7 発達障がい

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」
 (「発達障害者支援法」第2条 定義)

＜文部科学省による定義＞

学習障害 (LD) Learning Disabilities

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥多動性障害 (ADHD) Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症 High-Functioning Autism

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

(「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」平成15年3月)

(「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」平成17年12月8日)

*8 幼稚園・保育所

子どもかがやきプランでは、認定子ども園等を含む用語として使用している。

*9 ティーム・ティーチング Team Teaching

基礎・基本の徹底と個に応じた多様な教育が展開できるよう、複数の教員が協力して少人数による指導や個別指導を行う授業の形態のこと。

*10 通級による指導

言語や聴覚、情緒等の障がいのある児童生徒やLD、ADHD等発達障がいのある児童生徒が、小・中学校の通常の学級で学びながら、障がいの程度に応じて適切な時間受ける専門的な指導のこと。